

法人税法

本試験問題

〔第一問〕

問2 内国法人における法人税の納税義務者及び課税標準について、次の(1)から(3)までの間に答えなさい。

〔注〕連結納税制度、法人課税信託、退職年金等積立金の課税に関する規定については、触れる必要はない。

- (1) 法人税の納税義務者の区分を(1)①欄に、その課税所得の範囲を(1)②欄に簡潔に答えなさい。
- (2) 法人税の収益事業の意義について簡潔に答えなさい。
- (3) 次の①及び②に係る法人税の課税所得の範囲を、必要な前提を付した上で、(3)①欄及び(3)②欄にそれぞれ簡潔に答えなさい。
 - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する「一般社団法人」
 - ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する「公益社団法人」

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回

〔第一問〕

問2 以下の各設問に答えなさい。

設問1 法人税法に規定する内国法人、外国法人及び人格のない社団等の意義を簡潔に述べなさい。

設問2 法人税法に規定する、内国法人に係る納税義務者及び課税所得等の範囲を簡潔に述べなさい。なお、退職年金業務等を行う法人に関する事項については触れる必要はない。

設問3 設問2を前提として、次に掲げる内国法人に係る納税義務と課税所得等の範囲について、それぞれの法人ごとに簡潔に説明するとともに、これらの法人に対して適用される税率（軽減税率は不要とする。）について答案用紙に従い書きなさい。

なお、納税義務のない法人については、課税所得等の範囲及び税率については記載不要とし、以下の法人は法人課税信託の引き受けを行っていないものとする。

- (1) 社会福祉法人法に規定する社会福祉法人
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する一般財団法人（非営利型法人に該当する。）
- (3) 信用金庫法に規定する信用金庫
- (4) 任意団体としての町内会

設問4 設問3(2)の法人が、定款の変更を行ったことにより非営利型の要件を満たさなくなった場合に、法人税の取扱いにおいて注意すべき事項について法令の規定を簡潔に述べなさい。

ズバリ的中!

〔第二問〕
問1
問1

〔資料1〕役員給与に関する事項

(1) 月額給与に関する事項

(単位：円)

氏名	役職名	定時株主総会において決議された各職務執行期間の給与月額(注1)		期間中の支給状況
		令和2年4月～令和5年5月	令和2年6月～令和3年3月	
A	代表取締役	700,000	700,000	決議どおりに支給
B	専務取締役	550,000	600,000	(注2)
C	取締役	500,000	550,000	(注3)
D	監査役	250,000	150,000	決議どおりに支給

(注1) 「令和2年4月～令和2年5月」分の決議は令和元年5月22日、「令和2年6月～令和3年3月」分の決議は令和2年5月22日に行われ、いずれも適正に改定されている。なお、役員には使用人兼務役員に該当する者はなく、各役員の給与の額について不相当に高額な部分はない。

(注2) 令和2年11月の豪雨時の現場指揮対応の不十分さから、令和2年11月分から令和3年3月分までの5ヶ月間の給与について600,000円の予定を、500,000円に減額して支給したものであり、当該改定は業績悪化改定事由には該当しない。

(注3) 令和2年12月分から令和3年3月分までの4ヶ月間の給与について、550,000円の予定を600,000円に増額して支給した。この増額支給の改定事由は臨時改定事由には該当しない。

(2) 事前確定届出給与に関する事項

(単位：円)

氏名	令和元年6月3日に届出した支給時期及び届出額(注4)		令和2年6月3日に届出した支給時期及び届出額(注4)		当期までの各支給時期の支給状況
	令和元年12月10日	令和2年5月10日	令和2年12月10日	令和3年5月10日	
A	1,000,000	1,500,000	1,100,000	1,500,000	(注5)
B	800,000	800,000	800,000	800,000	届出どおりに支給。
C	600,000	700,000	700,000	750,000	
D	500,000	0	500,000	0	

(注4) 令和元年6月3日及び令和2年6月3日の届出の内容については、いずれも同年の定時株主総会にて決議が行われ、納税地の税務署長へ適正に届出が行われている。なお、職務執行期間は定時株主総会の翌日から1年間である。

(注5) Aに対する令和元年12月10日の支給は経営成績の好調さから、届出した金額に500,000円増額した1,500,000円が支給されているが、この増額支給は臨時改定事由には該当せず、税務署長に対する変更届出も行っていない。

令和2年5月10日の支給と令和2年12月10日の支給は届出どおりに行われている。

(注6) Dに対する令和2年12月10日の支給は500,000円の予定であったが、担当者の失念により支給が行われず、決算修正にて未払金として損金経理し、令和3年5月22日の定時株主総会の直後に支給している。なお、令和元年6月3日に届出した事前確定届出給与の支給は届出どおりに行われている。

●直前予想答練 第1回

〔第二問〕

〔資料4〕役員給与に関する事項

(1) 甲社の株主構成等及び役員等に対する給与の支給状況は、次のとおりである。なお、甲社の発行済株式総数は20,000株(すべて普通株式)であり、数年来、株主の異動はない。

氏名・役職名	関係	所得株式数	給与支給額※		職務内容からした相当額
			役員分	使用人分	
a 代表取締役社長	本人	10,000株	24,000,000円	—	24,000,000円
b 専務取締役	aの妻	1,500株	10,800,000円	—	10,800,000円
c 取締役財務部長	aの長男	2,000株	1,900,000円	8,640,000円	9,600,000円
d 常務取締役	aの弟	2,500株	9,000,000円(600,000円)	—	9,600,000円
e 総務部長	dの妻	500株	—	8,640,000円	8,640,000円
f 取締役営業部長	dの長男	0株	2,400,000円	8,400,000円(1,200,000円)	9,600,000円
g 監査役	aの妹	2,500株	1,200,000円	—	1,200,000円
h 取締役(非常勤)	gの夫	1,000株	2,400,000円	—	2,400,000円

※ 給与支給額のカッコ書きは、給与支給額のうち賞与として支給した額である。また、下記に記載したものを除き、給与支給額は毎月同額であり、業績連動給与について考慮する必要はない。

(注) 1 上記金額のほか、bについて、甲社が契約者、生存保険金の受取人をb、死亡保険金の受取人をbの遺族とする養老保険契約を当期の4月に締結し、年額540,000円の保険料を4月28日に支払い、支払保険料として損金経理した。なお、他の役員及び使用人について同種の保険契約は締結していない。

2 Cは常時使用人としての職務に従事している。なお、当社の上半期の業績が財務目標に達しなかったことの責任をとり、当期の11月の支給から役員分の報酬を100,000円(従前200,000円)に減額している。

3 eは総務部長として毎回取締役会に出席し事実上甲社の経営に従事している。

4 fは常時使用人としての職務に従事している。また、fの使用人分について、毎月の支給分は他の使用人と同一時期に支給しているが、賞与については6月に600,000円、1月に600,000円を支給している。

5 甲社は、d、g及びhについて事前確定届出給与の届出を期限までに所轄税務署長に対し行っている。届出では、dについて毎月の給与(700,000円)のほか、dの希望に応じ6月及び12月にそれぞれ600,000円を支給することを定め、g及びhについては、それぞれ3か月ごとにgは300,000円、hは600,000円を支給することを定めていた。dに対し、6月は届け出た定めどおり支給したが、12月は支給しなかった。g、hに対しては届け出た定めどおり支給した。

ズバンの中!

〔第二問〕

問 1
問 2

【資料 2】豪雨被害に関する事項

- (1) 令和 2 年 11 月 10 日の豪雨被害により、当社工場内の一部の減価償却資産が使用不能の状態に至ったため被災資産を売却した。また、保険会社から同年 11 月 30 日に被災資産に係る保険金を受け取った。被災資産及び受取保険金の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

被災資産	受取保険金	被災直前の簿価	備 考
工場建物 E	30,000,000	25,000,000	過年度償却超過額 350,000 円がある。
機械 F	20,000,000	1,000,000	家具製造用機械
器具備品 G	500,000	300,000	応接セット
合 計	50,500,000	—	

- (2) 固定資産の減失により支出した経費は次のとおりであり、当期の損失に計上している。

イ 工場建物 E の取壊費	2,000,000 円
ロ 機械 F の除却費	1,000,000 円
ハ 器具備品 G の除却費	50,000 円
ニ 豪雨被災の後片付け費	1,500,000 円

※ 工場建物 E、機械 F、器具備品 G の全ての後片付けに関係する費用である。

ホ 被災した従業員への見舞金 100,000 円

- (3) 受取保険金を原資として、令和 2 年 12 月 20 日に取得した代替資産は次のとおりである。

(単位：円)

資産	取得価額	当 期 償却費	圧縮損	事業共用年月	法定耐用年数	備考
事務所建物 H	25,000,000	250,000	1,500,000	令和 3 年 1 月	24 年	(注 1)
機械 I	8,000,000	0	8,000,000	令和 3 年 2 月	11 年	(注 2)
器具備品 J	500,000	40,000	200,000	令和 3 年 1 月	8 年	(注 3)

(注 1) 新工場は賃貸契約により確保し、保険金を利用して事務所建物 H を取得した。

(注 2) 家具製造用機械。中古（3 年使用されたもの）を購入したものであるが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による使用可能期間は 9 年と見積もられる。

(注 3) 新品の陳列棚を取得した。

- (4) 当社は、減価償却費の償却方法について選定の届出を行っていない。なお、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却率等は次のとおりである。

耐用年数	定額法償却率	定率法償却率	改定償却率	保証率
8 年	0.125	0.250	0.334	0.07909
9 年	0.112	0.222	0.250	0.07126
11 年	0.091	0.182	0.200	0.05992
24 年	0.042	0.083	0.084	0.02969

●直前対策講義 第 2 回 補助問題

〔資料 2〕保険金収入に関する事項

前期に火災により工場 A（被災直前の帳簿価額は 15,000,000 円であり、繰越償却超過額が 2,000,000 円あった。）が滅失したことにより保険金 60,000,000 円を収入した。この火災により支出した経費は焼跡整理費 2,200,000 円、新聞謝罪広告費 1,050,000 円及びけが人見舞金 1,800,000 円であり、前期において雑損失として計上している。

甲社は、前期に滅失資産に代替する固定資産の取得ができなかったため、前期末において損金経理により特別勘定 40,800,000 円（税務上の適正額）を繰り入れていたが、当期の 10 月 25 日に代替資産として工場 B を 40,000,000 円で取得したため、直ちに事業供用するとともに、前期に繰り入れた特別勘定のうち 28,000,000 円を取り崩し、当期の収益に計上した。

工場 B の詳細は以下のとおりである。

種類等	取得価額	期末帳簿価額	事業共用年月日	耐用年数
工場 B	40,000,000 円	9,160,000 円	令和 2 年 10 月 25 日	24 年

(注) 当期に損金経理により圧縮損 30,000,000 円及び減価償却費 840,000 円を計上している。

問 2 保険金収入に関して、次の問いに答えなさい。

なお、工場 A 及び工場 B、特別勘定に係る必要な調整については申告書で行うこと。

- (1) 特別勘定について、必要な調整を行いなさい。
(2) 工場 B について、必要な調剤を行いなさい。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問1

問3 【資料3】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・流出の別）及びその計算過程を記載することとし、処理方法が複数ある場合には、納税者が有利となる方法を用いなさい。

【資料3】受取配当等に関する事項

(1) 当期中に受取した配当等の額は次のとおりである。

銘柄	配当等の額	備考
K株	1,000,000円	保有割合は45%。
L株	無配当	保有割合は35%。
M株	50,000円	保有割合は15%。
N出資		
出資分量配当金	60,000円	保有割合は3%。
事業分量配当金	250,000円	
O証券投資信託	300,000円	特定株式投資信託に該当しない。

⑤ 配当金に係る基準日は、それぞれの配当等の計算期間の末日であり、いずれの株式等も当社は数年前から継続して保有している。

(2) 当期における利子や割引料等の額は次のとおりである。

イ 借入金	200,000円
ロ 手形売却損	60,000円
ハ 売上割引	240,000円

(3) 前期末及び当期末における貸借対照表の資産の部に計上されている総資産の帳簿価額等は次のとおりである。（前期末と当期末においてK～Oの株式等の保有数と帳簿価額に異動はない。）

資産の部	前期末	当期末
K株	10,000,000	10,000,000
L株	3,000,000	3,000,000
M株	5,000,000	5,000,000
N出資	1,000,000	1,000,000
O証券投資信託	5,000,000	5,000,000
その他の資産	514,250,000	554,520,000
総資産額	538,250,000	578,520,000

⑥ 貸倒引当金が、前期末1,000,000円（繰入限度額900,000円）、当期末1,500,000円（繰入限度額1,200,000円）、貸借対照表の注記事項として表示されている。

(4) 過去における控除負債利子の状況は次のとおりである。

事業年度	支払利子総額	控除すべき負債利子
平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	300,000	11,000
平成28年4月1日 ～平成29年3月31日	290,000	9,200

●実力完成答練 第4回

〔第二問〕

【資料4】受取配当等に関する事項

(1) 当期に受取した配当等は次のとおりであり、甲社は手取額を収益に計上している。なお、源泉徴収税額には復興特別所得税が含まれている。

銘柄等	定額法償却率	配当等の額	源泉徴収税額	備考
D株式	自令和元年10月1日 至令和2年9月30日	675,000円	137,835円	期末配当
E株式	自平成31年4月11日 至令和2年3月31日	450,000円	91,890円	期末配当
F証券投資信託	自令和2年4月11日 至令和2年10月10日	600,000円	76,575円	収益分配金
銀行預金	—	150,000円	22,972円	預金利子

(注1) D株式は内国法人D株式会社（以下「D社」という。）が発行する株式のうち20,000株を令和2年3月3日に12,000,000円で取得したものであり、その後元本に異動はない。

D社の発行済株式総数は50,000株であり、D社は毎年一回、事業年度末日を支払基準日として剰余金の配当を行っている。

(注2) E株式は内国法人E株式会社（以下「E社」という。）が発行する株式のうち10,000株を令和元年5月15日に8,000,000円で取得したものであり、その後元本に異動はない。

E社の発行済株式総数は28,000株であり、E社は毎年一回、事業年度末日を支払基準日として剰余金の配当を行っている。

(注3) F証券投資信託は、租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託に該当し、すべて令和2年5月11日に50,000,000円で取得している。

なお、収益分配金のうち100,000円は特別分配金である。

(2) 上記のほか、G株式の発行法人である内国法人G株式会社（以下「G社」という。）が解散し残余財産が確定したため、令和2年6月25日に残余財産の分配として5,200,000円（20.42%の源泉徴収税額控除前の金額）の交付を受け、手取額とG株式の帳簿価額との差額を収益に計上している。

甲社は、数年前にC株式（発行済株式総数200,000株）を4,000株取得し帳簿価額として4,800,000円を計上していた。なお、G社の払戻直前の資本金等の額は200,000,000円である。

(3) 甲社が当期中に支払った負債利子の額は17,403,100円である。

(4) 受取配当等の益金不資入額の計節において、原則法（総資産按分法）により控除すべき負債利子の額を計算する場合に必要な総資産の帳簿価額等に係る資料は次のとおりである。

科目等	前期末	当期末
① 総資産の帳簿価額	2,855,550,000円	3,035,260,000円
② 借方表示のものの貸倒引当金	△2,300,000円	△2,600,000円
③ 貸方表示のものの特別勘定積立金（注1）	66,297,000円	— 円
圧縮積立金（注1）	— 円	66,297,000円

(注1) 甲社の貸借対照表では、特別勘定積立金及び圧縮積立金に係る繰延税金負債の金額と繰延税金資産の金額を相殺していない。（下記【資料6】を参照）

(注2) 原則法の計算における総資産の帳簿価額について、上記以外の事項について考慮する必要はない。

(5) 基準年度における支払利子及び原則法（総資産按分法）により計算した控除負債利子の額は、次のとおりである。

事業年度	支払利子の額	原則法による控除負債利子
平成27.4.1～平成28.3.31	16,800,000円	88,000円
平成28.4.1～平成29.3.31	19,500,000円	97,600円

ズバンの中!

〔第二問〕

問Ⅰ

問4 【資料4】に基づき、当期における法人税額から控除される所得税額を計算しなさい。なお、解答は、法人税額から控除される所得税額及びその計算過程を記載することとし、処理方法が複数ある場合には、納税者が有利となる方法を選択しなさい。

【資料4】 所得税額の控除に関する事項

銘柄等	区 分	計算期間	源泉所得税額	計算期間中の増減等
P国債	利子	令和元年10月1日～令和2年9月30日	153,150円	期間中の増減なし。
Q社債	利子	令和元年10月1日～令和2年9月30日	30,630円	令和元年12月10日に全額取得し、その後増減なし。
R株式	中間配当	令和2年1月1日～令和2年12月31日	61,260円	令和元年9月11日、10,000株を取得。 令和2年6月9日、20,000株を取得。 令和2年7月15日、15,000株を譲渡。
	確定配当	令和2年1月1日～令和2年12月31日	36,756円	
S株式	確定配当	令和元年8月11日～令和2年7月10日	40,840円	令和元年12月15日に取得し、その後増減なし。
T定期預金	預金利子	令和元年11月1日～令和2年10月30日	2,000円	－

〔注〕 R株式の中間配当の基準日は6月30日である。

●実力完成答練 第6回

〔第二問〕

4. 受取配当等に関する事項

- (1) 甲社が当期に受けた配当等の額は次のとおりであり、甲社は配当等の額から源泉所得税額等を控除した金額を収益に計上している。

銘柄等	区 分	計算期間	配当等の額	源泉所得税額等
G株式会社	剰余金の配当	R2.1.1～R2.12.31	200,000円	40,840円
H株式会社	剰余金の配当	R2.1.1～R2.6.30	300,000円	61,260円
H株式会社	剰余金の配当	R2.7.1～R2.12.31	480,000円	98,016円
I証券投資信託	収益分配金	R1.9.1～R2.8.31	100,000円	15,315円
J社債	利 子	R2.1.1～R2.12.31	50,000円	7,657円
銀行預金	利 子	－	100,000円	15,315円

- (注1) G株式会社は内国法人G株式会社が発行するもので、上記配当等の基準日は令和2年12月31日である。

甲社は令和2年10月15日に発行済株式総数の40%を取得している。

- (注2) H株式の発行法人であるH社の発行済株式総数は950,000株である。甲社がH株式を令和2年5月1日に初めて取得して以来のH株式の取得等の状況は次のとおりであり、H社は定時株主総会の決議に係る配当の基準日を毎年12月31日、中間配当の基準日を毎年6月30日と定めている。なお、有価証券の譲渡損益の計上は適正に行われている。

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 令和2年5月1日に取得した株式数 | 38,400株 |
| ② 令和2年6月10日に取得した株式数 | 9,600株 |
| ③ 令和2年7月12日に譲渡した株式数 | 4,800株 |
| ④ 令和2年12月10日に取得した株式数 | 4,800株 |
| ⑤ 令和3年2月20日に譲渡した株式数 | 4,800株 |

- (注3) I証券投資信託は令和2年2月23日に取得したものであり、主として内国法人の株式に投資するものである。

- (注4) J社債は令和2年10月15日に取得したものである。

〔第二問〕

問Ⅱ

問1 【資料】に基づき、当社の当期における同族会社の判定及び特定同族会社の判定を示しなさい。

問2 【資料】に基づき、当社の当期における課税留保金額及び課税留保金額に対する税額とそれぞれの計算過程を記載しなさい。

【資料】 同族会社の判定及び留保金課税に関する事項

- (1) 当社の当期末における株主グループの状況は次のとおりである。

(単位：%)

氏名等	所有割合	備 考
U	47	本人
V株式会社	20	被支配会社ではない。
W	12.5	Uの友人
X	6	Uの配偶者
Y	3.5	Uの友人
その他	11	全て個人株主で所有割合は1%未満である。

●全国公開模試

〔第二問〕

【資料1】 株主等及び株主資本等変動計算書に関する事項

1 当期首の株主等の状況

氏 名	備 考	株式数
A氏	代表取締役である。	2,500株
B氏	専務取締役で、A氏の友人である。	1,000株
C氏	常務取締役で、A氏の友人である。	1,000株
D氏	経理部長で、A氏の妻である。	1,000株
Y氏	A氏がその発行済株式の50%を有する株式会社	2,000株
その他の株主	それぞれ保有する割合1%未満で、上記の者と特殊な関係はない	4,500株
発行済株式総数		12,000株

ズバリ的中!